

吹田市のバリアフリーの取組み

～バリアのない交通・まち・ひと・しくみ～

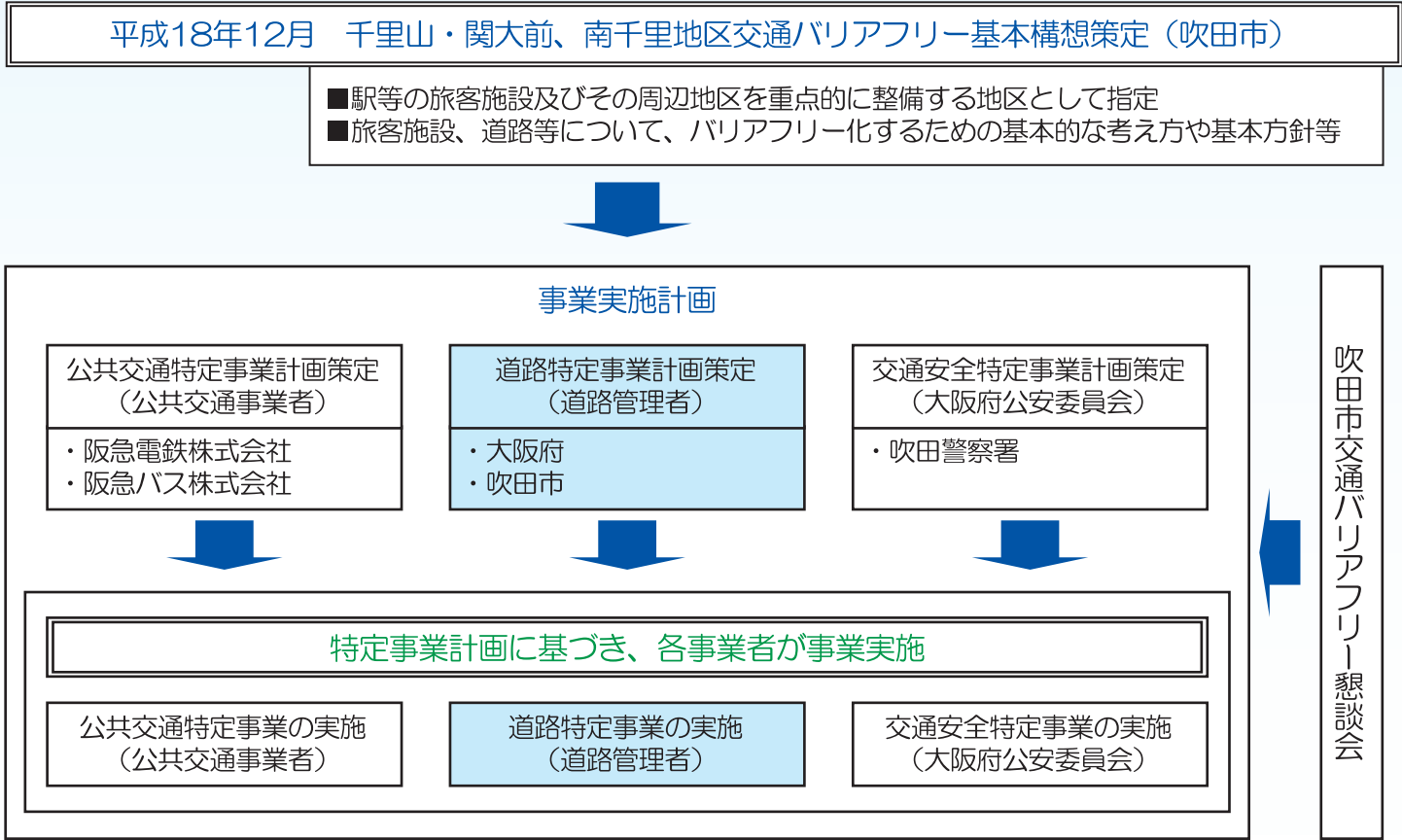
吹田市では、平成13年度（2001年度）から「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）に基づき、市内14駅すべての駅周辺地区の基本構想策定を進めてきました。この基本構想では、電車・バスといった公共交通機関や、駅から主な施設までの移動経路などをバリアフリー化するための基本的な考え方や基本方針が示されています。この基本構想をもとに、吹田市のバリアフリーを進めていきます。

平成18年度（2006年度）は、千里山・関大前地区、南千里地区の2地区3駅で基本構想を策定しました。

本パンフレットでは、平成20年度（2008年度）に吹田市が作成した、吹田市が管理者となる歩道（市道）の道路特定事業計画（千里山・関大前地区、南千里地区）について記載しています。

●「特定事業計画」の位置づけ

基本構想に基づき、各施設設置管理者が特定事業計画を作成し、整備を実施していきます。（例えば、駅舎やバスについては各公共交通事業者、歩道については道路管理者、信号・横断歩道については公安委員会）基本構想は、どのようなバリアフリー化をめざすかという基本的な考え方や基本方針を示したものであり、特定事業計画は、そのためにどのような整備を行うかという具体的な整備の内容を示したものです。



●今後の吹田市のバリアフリーの進め方

公共交通事業者、府道路管理者、公安委員会といった各事業者に対して、特定事業計画の作成及び事業実施を要請していきながら、重点的・一体的な整備を進めていきます。今後も、今回対象とした2地区（千里山・関大前地区、南千里地区）3駅を含む、吹田市の14駅周辺について、引き続きバリアフリーに関する取組みを実施していきます。

●バリアフリー事業の推進

基本構想をもとに、関係事業者が重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めています。

江坂地区

垂水豊津線（垂水町3丁目）



- ・植樹帯の改良・電柱等の移設により、歩道有効幅員を確保
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置

山田地区

津雲中央線（津雲台3丁目）



- ・植樹帯の改良により、歩道有効幅員を確保
- ・視覚障害者誘導用ブロック・坂道休憩施設（スペース）の設置

吹田・豊津地区

阪急豊津駅前



- ・自転車駐車場及び歩道の整備、駅構内及び構外のエレベーターの設置

JR吹田駅



JR吹田駅前



- ・エレベーター・エスカレーター
- ・JR吹田駅前広場再整備事業によりエレベーターの設置



吹田市 建設緑化部 道路安全室 交通政策課 バリアフリー推進係

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1-3-40
TEL(06)6384-1231(代表)／(06)6384-1980(直通) FAX(06)6368-9902
ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp/> E-mail kotusei@city.suita.osaka.jp

※このリーフレットは1,000部作成し、1部あたりの単価は95円です。